



日本財団から福祉車両が寄贈されました！

通院にお出かけに 日々ご利用いただいております移動サービス“オカピ”に、新車が加わります。日本財団（競艇を主事業としている財団）は毎年全国的に福祉車両（デイの送迎車や車いす用のリフト車等々）寄贈を行っています。たすけあいあさひは過去十数年、3台の寄贈を受けましたが、10万キロ以上も走れば、車は入れ替えが必要です。昨年6月から、幾種もの申請書類を提出し、寄贈申請していました。申請しても当たる確率は少ない現状でしたが、12月吉報あり！



3月に納車となりました。冬場の雪道も、しっかり走ってくれることでしょう
ご活用ください！



ダイハツハイゼットローバー(軽)
車いす対応車 4WD

秘 守秘義務 について

平成27年の介護保険改訂により、軽度・介護予防分野が横浜市事業となることを度々お伝えしてきました。

この4月から 定員18人以下のデイサービス(デイあさひのような)は「地域密着型」と名前が変わります。それに伴う金額的な変更は今のところないのですが、書類的な変更であれこれとお手間をとらせることになるかもしれません。また、28年10月からは軽度者の訪問介護の一部も始まりますので。書類書類です。煩雑ではありますが、文字は、表現し伝える手立てとして、欠くことができないのです。



予防分野が横浜市事業となる趣意は、地域の生活を皆で支えていくということなのです。介護認定後の事業者による対応では限りがありますし、それすら人手が足りなくなることは明らかなようです。地域でのお互いの自然な配慮でできることはおこない、今一度役割をになって、日々の生活をお互い協力して維持していきましょう ということです。

この時に課題になっているのが「守秘義務・個人情報保護」なのですが、よくよくふりかえてみると、その根拠は憲法なのだそうです。

憲法にはたくさんの“基本的人権”が規定されています。

○すべて国民は個人として尊重される(第13条) ゆえに お互いのプライバシーを尊重し合うことが導かれます。すべての人々に「プライバシー権」があるのですし、個人情報を丁寧に扱いあう必要があるのです。これは記載された文字 だけではない、本当に大切なことがらでしょう。

介護の事業者である私たちは、繰り返し研修を続け、先導して「守秘義務」を守ってまいります。「守秘」は、穏やかな社会生活にとって重要な機能なのです。

